

群馬県青少年健全育成条例施行規則

- 改正
- 昭和五十七年十一月一日 規則第六十八号
  - 平成六年三月三十一日 規則第六十七号
  - 平成八年十一月二十九日 規則第八十一号
  - 平成十二年三月二十四日 規則第三十五号
  - 平成十二年十二月十一日 規則第三百三十六号
  - 平成十四年六月二十日 規則第四十四号
  - 平成十六年四月一日 規則第四十五号
  - 平成十七年三月二十四日 規則第三十七号
  - 平成十九年三月二十七日 規則第二十六号
  - 平成二十年三月三日 規則第十九号
  - 平成二十年五月九日 規則第四十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(有害興行の表示)

第三条 条例第十三条第四項の規定による表示は、別記様式第一号により行うものとする。

(有害図書類とみなされる図書類の内容)

第四条 条例第十四条第三項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの
  - イ 女性が下たい部を開いた姿態
  - ロ 女性が陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
  - ハ 自慰の姿態
  - ニ 男女間の愛のぶの姿態
  - ホ 女性の排せつの姿態
  - ヘ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの
  - イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
  - ロ 強姦その他の陵辱行為
  - ハ 同性間の性行為

二 変態性欲に基づく性行為

2 条例第十四条第三項第二号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(有害図書類の陳列方法等)

第五条 条例第十五条第一項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (一) 営業の場所に、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (二) 有害図書類を、他の図書類を陳列する陳列棚の外周から六十センチメートル以上離れた棚に陳列する方法。ただし、有害図書類を陳列する棚を、他の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (三) 陳列棚の有害図書類から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質及び構造のものに限る。)を設け、有害図書類を仕切り板と仕切り板の間にまとめて陳列する方法
- (四) 有害図書類を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法
- (五) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法
- (六) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が他の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法

2 条例第十五条第四項の規定による命令は、別記様式第二号によるものとする。

(有害がん具類とみなされるがん具類の形状等)

第六条 条例第十六条第三項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (三) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。)

(青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要があるものとして定める施設)

第七条 条例第十九条第一項第七号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- (二) 学校教育法第三百三十四條第一項に規定する各種学校で十八歳未満の者が入学できるもの

(三) 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項に規定する重要文化財(建造物に限る。)

(四) 文化財保護法第七十八條第一項に規定する重要有形民俗文化財(家屋に限る。)

(五) 文化財保護法第九條第一項に規定する史跡

(六) 群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号)第四条第一項に規定する群馬県指定重要文化財(建造物に限る。)

(七) 群馬県文化財保護条例第三十八條第一項に規定する群馬県指定史跡

(八) 国立及び公立の教育施設、文化施設及びスポーツ施設

(九) その他市町村の施設で知事が当該市町村の長と協議して指定するもの

(自動販売機等管理者の要件等)

第八条 条例第二十条第一項ただし書に規定する規則で定める自動販売機等は、図書ががん具等自動販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

2 条例第二十条第二項に規定する自動販売機等管理者は、自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有する者で、次に掲げる要件を充足するものでなければならない。

- (一) 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。
- (二) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に關し、図書ががん具等自動販売業者から一切の権限を委任されていること。
- (三) 条例に定める自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾していること。

(自動販売機等の届出等)

第九条 条例第二十一条第一項の規定による自動販売機等の設置の届出は、自動販売機等設置届出書(別記様式第三号)3通を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- (二) 自動販売機等管理者の住所票の写し及び身分証明書
- (三) 自動販売機等管理者が、条例に定める義務の履行に關し、図書ががん具等自動販売業者から一切の権限を委任され、かつ、承諾していることを証明する書類
- (四) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾していることを証明する書類

3 条例第二十一条第二項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等設置変更・廃止届出書(別記様式第四号)3通を提出して行うものとする。この場合において、自動販売機等管理者の変更のときは、前項第二号及び第三号に規定する書

類を添付しなければならない。

4 条例第二十一条第三項の規定による廃止の届出は、自動販売機等設置変更・廃止届出書3通を提出して行うものとする。

5 条例第二十一条第四項の規定による表示は、別記様式第五号により、当該自動販売機等の前面の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。

6 条例第二十一条第五項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 届出の受理番号
  - (二) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける物品の種類
  - (三) 販売又は貸付けの別
- 7 条例第二十一条第五項の自動販売機等登録簿は、別記様式第六号によるものとする。
- (除去命令)

第十条 条例第二十三条第一項の規定による命令は、別記様式第七号により行うものとする。

第十一条 条例第二十四条第一項及び第二項の規定による命令は、別記様式第八号により行うものとする。

(有害宣伝文書とする文書の内容)

第十二条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定めるものは、第四条第一項各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(有害宣伝文書の頒布の方法)

第十三条 条例第二十六条第三項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (一) 内容物が透視できない封筒で密封する方法その他青少年の目に触れないような方法が講じられている場合
- (二) 相手が青少年でないことを認識して交付する方法により戸別に頒布する場合

(深夜営業を行う施設における立入禁止の表示)

第十四条 条例第三十一条第二項の規定による表示は、別記様式第九号により行うものとする。

(薬品類等の指定)

第十五条 条例第三十四条に規定する規則で定める薬品等類は、次に掲げるとおりとする。

- (一) 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十条第八号の規定により習慣性があるものとして厚生労働大臣が指定した医薬品
- (二) 薬事法第二十四条に規定する指定薬物
- (三) アルバルピタール、アミノピリン複合体及びその製剤
- (四) 塩酸エフェドリン及びその製剤のうち注射剤
- (五) 可燃性ガス(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第

三百十八号)別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。)

(五) 有機溶剤(労働安全衛生法施行令別表第六の二に掲げる物をいう。以下同じ。)(又は有機溶剤の含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物の混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを越えて含有するものをいう。))で、毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第百六十一号)第三十二条の二に規定する物以外のものとする。

(職員等の指定)

第十六条 条例第五十条第一項の規定による職員等の指定は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (一) 少子化対策・青少年課の職員
- (二) 保健福祉事務所の職員
- (三) 児童相談所の職員

(証明書)

第十七条 条例第五十条第一項の規定による証明書は、別記様式第十号によるものとする。ただし、警察官にあつては、警察手帳規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第四号)第二条に規定する警察手帳によるものとする。

附則

この規則は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則(平成六年三月三十一日群馬県規則第六十七号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則(平成八年十一月二十九日群馬県規則第八十一号)

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附則(平成十二年三月二十四日群馬県規則第三十五号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成十二年十二月十一日群馬県規則第三百三十六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成十四年六月二十日群馬県規則第四十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十六年四月一日群馬県規則第四十五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十七年三月二十四日群馬県規則第三十七号抄)

1 この規則中第一条の規定は平成十七年四月一日から、第一条の規定は同年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定にかかわらず、

当分の間、適宜補正して使用することができる。

附則(平成十九年三月二十七日群馬県規則第二十六号)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年保護育成条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の群馬県青少年健全育成条例施行規則の規定にかかわらず、

当分の間、適宜補正して使用することができる。

附則(平成二十年三月三十一日群馬県規則第十九号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附則(平成二十年五月九日群馬県規則第四十七号)

この規則は、公布の日から施行する。